

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 2 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 3 6 条」を「これらの規定を同法第 3 6 条第 8 項」に、
「および第 3 6 条」を「および第 3 6 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「または第 3 号から第 6 号までのい
ずれか」を加え、「3 3 3 円を」を「1 人につき 2 1 7 円を」に改め、
「2 6 7 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者が不在の場合には、そ
のうち 1 人については」および「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれか
に該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円（非常勤消防団員等に
第 1 号に該当する者および第 2 号に該当する扶養親族が不在の場合には、そ
のうち 1 人については 3 0 0 円）」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかる同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかかる傷病補償年金等については、なお従前の例による。

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要
綱

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 補償基礎額にかかる扶養親族加算額について、次のとおり改正する。
(第 5 条関係)

区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	満 60 歳以上の父母および祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現 行	加算額	3 3 3 円	2 6 7 円	2 1 7 円			
	配偶者が不在場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る。)	—	3 3 3 円	—			
	配偶者および扶養親族にかかる子がない場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る。)	—	—	3 0 0 円			
改正後	加算額	<u>2 1 7 円</u>	<u>3 3 3 円</u>	2 1 7 円			

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定については、施行期日以後に支給すべき事由の生じた損害補償等について適用し、施行期日前に支給すべき事由の生じた損害補償等については、なお従前の例による。

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）

改正後	現行	備考
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合または消防法第25条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）もしくは第29条第5項（同法第30条の2および第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）または水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）もしくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合および原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定もしくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業もしくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合または消防法第25条第1項もしくは第2項（<u>同法第36条</u>において準用する場合を含む。）もしくは第29条第5項（同法第30条の2および第36条 <u> </u>において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）または水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）もしくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合および原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定もしくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業もしくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p>	

<p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号または第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき_____333円_____</p> <p>_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者および第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	
---	--	--

<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかる同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかかる傷病補</p>		
---	--	--

償年金等については、なお従前の例による。